

令和4年2月10日

一時保育をご利用の皆様へ

新宿区子ども家庭部
保育指導課長 鈴木 明彦

保育園・子ども園等の一時保育の利用自粛のお願い

日頃から、新宿区の保育行政にご理解、ご協力くださいまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年1月26日付けで、2月13日（日）までの間、保育園等への登園自粛をお願いしているところです。

このたび、政府が、新宿区を含む東京都のまん延防止等重点措置の適用期間を3月6日（日）まで延長することを表明したことから、区内の感染状況を踏まえ、2月14日（月）から3月6日（日）までの間についても、新宿区内の認可保育園等の在園児の保護者に対し、登園自粛の要請を継続します。

こうした状況を受け、登園自粛の要請を行っている3月6日（日）、までの間は、一時保育についても同様に、お子様の感染予防の観点から、引き続き、家庭での保育が可能である方は利用を自粛してくださるようお願いいたします。

本方針は2月10日現在のものであり、今後の国・東京都の方針や感染状況を踏まえ、急遽対応が変更となる場合があります。その場合は、改めてお知らせいたします。

(問合せ先)

新宿区子ども家庭部保育指導課
支援係 TEL 03-5273-4318